



付 則

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立生涯学習館条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

生涯学習館の使用料を改定するため、本案を提出いたします。